神田社会保険労務士事務所 事務所だより 2015 年 7 月号

SR-OFFICE JOURNAL

マイナンバーの現状と動向

注目トピックス

01 | マイナンバーの現状と動向

今年10月からマイナンバー通知が開始されます。制度の 概要ならびに運用開始までの流れを説明します。

特集

02 | 道路交通法改正による自転車通勤管理

平成27年6月1日から改正道路交通法が施行され、自転車運転者に対する取り締まりが厳しくなりました。自転車通勤者への注意喚起を行いましょう。

03 | ハラスメントを仕組みにより抑制する方法

セクハラ・パワハラを放置すると思わぬトラブルに発展することがありますが、「ハラスメントはダメ!」と口で言うだけではなかなか抑止できません。組織としてハラスメントを抑制する「仕組みづくり」をすすめましょう。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 成約率 98%の秘訣 (かんき出版)

女性営業コンサルタントとして 実績ある著者によるこの本は成 約に関して最も大切なクロージ ングにスポットを当てた内容に なっています。「導入や説明は聞 いてくれるが成約に至らない」 という悩みを持つ方の大きなヒ ントになることでしょう。



神田社会保険労務士事務所より

05 お問い合わせについて

06 近況報告

経営診断ツール

07 | 秘密情報管理状況チェックシート

マイナンバーの 現状と動向

れを説明します。

はじめに

平成27年10月から国民ひとりひとりへのマイナンバー 通知が開始され、平成28年1月から順次税と社会保障(雇 用保険と年金など)ならびに災害対策に使用されます。

企業も税関係と雇用保険・社会保険関係の届出に従業員の マイナンバーを記載しなければならなくなり、情報収集や 情報管理について今から準備を進めなければなりません。

以下マイナンバー制度の概要を解説し、導入までの流れと注意点について紹介します。

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は主に「①行政サービスの公正化②行政の効率化③国民の利便性向上」を目的として開始されます。 ひとりにひとつの番号をつけることで、行政機関ごとの情報連携を行い、照合作業を省略する、不公平または不正な給付や負担逃れを防ぐ、などの意図があります。

マイナンバー制度の目的

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能に国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減される場合があるなど、面倒な手続が簡単になる

導入までの流れ

① まず今年の10月に、住民票の住所に「マイナンバー の通知カード」が送られます。

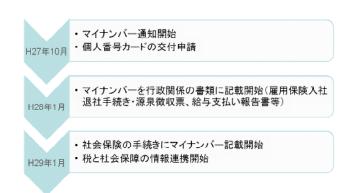
この通知カードは単に番号を知らせるだけの通知書ですが、本人の希望に応じて写真とICチップが入った「個人番号カード(運転免許証のような形状)」の交付を受けることができます。

ます。制度の概要ならびに運用開始までの流れを説明します。

今年 10 月からマイナンバー通知が開始され



② 平成28年1月から主に「雇用保険の入社退社手続き」 および「所得税の源泉徴収票など法定調書提出・交付」 の際にマイナンバーを記載することになります。次に 平成29年1月から社会保険関係の手続きにもマイナ ンバーを記載することとなり、本格的に情報連携が始まります。



③ マイナンバーは「特定個人情報」と呼ばれ、企業側に もこの情報を安全に管理する義務を課しています。パ スワードロックや物理的保護(カギのかかる場所への 保管など)により適切に管理しなければなりません。

年金記録漏洩問題により、マイナンバー制度の運用について変更になる可能性もあります。引き続き情報に注目しておきましょう。

道路交通法改正による 自転車通勤管理

平成27年6月1日から改正道路交通法が施行され、自転車運転者に対する取り締まりが厳しくなりました。自転車通勤者への注意喚起を行いましょう。

はじめに

自転車が関係する交通事故の増加のため、平成27年6月1日から改正道路交通法が施行されたことで、危険行為をくり返す自転車運転者に対しての取り締まりが厳しくなりました。

自転車通勤者がいる会社でも安全への教育指導が必要に なってきます。以下、改正内容と対策ポイントについて紹 介します。

改正内容

今回の改正では、自転車の運転による危険を防止するため 『**自転車運転者講習**』制度が定められた点が大きなポイン トです。

自転車運転者講習とは、信号無視や一時不停止など、政令で定める14項目の危険行為を3年以内に2回行った自転車運転者に命じられる講習のことです。受講命令に違反した場合は、罰則(5万円以下の罰金)の対象となります。

自転車運転者講習の対象となる危険行為 14 項目		
信号無視	交差点右折時の通行妨害など	
通行禁止違反	環状交差点での安全進行義務	
	違反など	
歩行者用道路における車両	一時停止違反	
の通行義務違反		
通行区分違反	歩道通行時の通行方法違反	
%1	\\\\ 3	
%1	%3	
路側帯通行時の歩行者の通	制動装置(ブレーキ)不良自	
	,,,,	
路側帯通行時の歩行者の通	制動装置(ブレーキ)不良自	
路側帯通行時の歩行者の通行妨害	制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転	
路側帯通行時の歩行者の通行妨害 遮断踏切への立ち入り	制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転	

- ※1 車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為
- ※2 信号のない交差点等で、左から進行してくる車両や 優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するな どの行為
- ※3 車道寄りを徐行しない、歩行者の通行を妨害するなどの行為
- ※4 ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為。傘さし運転、イヤホンで音楽を聴きながらの運転、携帯電話やスマートフォン等を操作しながらの運転なども、安全運転義務違反の可能性あり

会社の対策

1.法改正についての注意喚起

道路交通法改正により自転車運転に関する取り締まり が厳しくなることを周知しましょう。特に若い世代につ いては「イヤホンをつけて音楽を聴きながら運転をす る」「スマホを操作しながら運転をする」などの行為を しないように指導したほうがよいでしょう。

また、酒酔い運転についても今まで以上に注意が必要です。会社の飲み会の帰りに自転車で帰宅しないよう指導教育をしてください。

2.自転車保険加入の検討

自転車通勤中に社員が交通事故の加害者となってしまった場合、会社にも運行供用者として損害賠償責任が及ぶ可能性があります。個人賠償責任補償(自転車運転中にケガをさせた場合や、器物を破損してしまった場合などの補償をするもの)がついた自転車保険の加入を検討してもよいでしょう。

月額数百円で加入できるものもありますので、会社の安全対策の一環として取り組んでみてください。

ハラスメントを仕組み により抑制する方法

セクハラ・パワハラを放置すると思わぬトラブルに発展することがありますが、「ハラスメントはダメ!」 と口で言うだけではなかなか抑止できません。

はじめに

セクハラ・パワハラなどの職場ハラスメントは、見て見ぬ ふりで放置すると裁判などのトラブルに発展してしまう ことがあります。そうなると、直接の加害者だけでなく企業も安全配慮不足を問われ、金銭的損害、社会的イメージ の損害を受けてしまいます。また、ハラスメントは働く人 のパフォーマンスを低下させる点でも問題です。「ハラス メントはダメ!」と言うだけでなく、具体的にハラスメントを予防する仕組みづくりについて説明します。

ハラスメントの定義

まずはどのような行為がハラスメントにあたるかを知る 必要があります。厚生労働省によるセクハラ、パワハラの 定義は次の通りです。

セクハラ	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること
パワハラ	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人 間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の 適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与 える又は職場環境を悪化させる行為

ハラスメントの特徴として、受け手側がハラスメントと感じているときにのみ問題が表面化する点があります。例えば職場で性的な言動が行われていても、不快に感じる当事者がいなければセクハラとして問題になることはないでしょう。

パワハラ問題についても同様で、上司からの指導が「熱心な」ものなのか「パワハラ」なのかは、言葉や行動よりも

当事者間の関係性によって決まります。つまりハラスメントの問題は、行動や言葉を単に制限するだけでは解決せず、 社員同士のコミュニケーション環境について対策をしなければならないことになります。

方策1: チーム再編成による予防

例えばチームの構成人員を組み替えるという方法があります。「体育会系でイケイケの上司」と「大人しい文科系の部下」をペアにするならば、上司の言葉をソフトに翻訳してくれる「中間的な相談役」をチームに加えることで、上司の言動が行き過ぎることを抑制することができるでしょう。

また、セクハラを予防するためには「セクハラの恐れがある人物は同性のみをチームメイトにする」などの配慮も有効かもしれません。社員教育などでハラスメント防止の意識付けをすることも大事ですが、同時に「ハラスメントしようにもできない環境をつくる」ことができないかを検討してください。

方策 2:

コミュニケーションツールの工夫による予防

主にパワハラ予防の手段ですが、「作業プロセスや業務改善の具体策を見える化する書類」を指導ソールとして用意することで、上司の指導が感情的になりすぎることを抑えることができます。

熱血型で言葉足らずな傾向がある上司に対しては、業務として指導すべきポイントがわかりやすく記録できるシートを用意し、シートを使った冷静な面談方法を教えることで、怒り以外のコミュニケーションで指導する方法があることを気づいてもらいましょう。

ハラスメント対策についてはお気軽に当事務所にご相談 ください。

成約率 98%の秘訣

和田 裕美 著

単行本: 192ページ

出版:かんき出版

価格:1,400円(税抜)

はじめに

女性営業コンサルタントとして実績ある著者によるこの本 は成約に関して最も大切なクロージングにスポットを当て た内容になっています。「導入や説明は聞いてくれるが成約 に至らない」という悩みを持つ方の大きなヒントになるこ とでしょう。

クロージングできるか、できないか

営業と仕事において、数字が上がるかを決めるポイントは「クロージングができるか、できないかだけ」と筆者は書いています。

お客様から「YES」を引き出すために最も効果的な方法、 それは営業成績の良い人材のトークを真似し、最終的に 個々のエッセンスを取り入れて自然なものにすることで す。そのため、営業力の強化のために、企業研修の一環と して「トークスクリプト(台本)」を作成し、実際に言葉 を発して練習する「ロールプレイング」を行います。

本書でも以下の業界を事例にトークスクリプトが数多く掲載されています。

- 保険
- 不動産販売
- 化粧品販売
- フィットネスクラブ
- 歯科医院

引き気味な見込み客へのトーク

見込み客は既に生命保険に入っている状況で、担当者は大学時代から 10 年来の友人関係。

ここから営業トークをスタートするとほとんどの場合、見 込み客は引き気味が状態です。ここで絶対に言ってはいけ ないのが「ぜひ、話を聞いてく ださい」というセリフです。

このひと言で、そもそも友人に 気を使って営業を受けないよう に遠慮しているのに、プッシュ 営業をしてしまうことで警戒心 を強めてしまいます。



お客様自身がどうしても聞きたくなるような流れに持っていく必要があります。「聞いてください」ではなく、「聞きたいなら話してもいいんですけど」という態度であえてもったいぶるほうが、お客様は前のめりに変わるのです。

このようなトーク集に加えて、よくやってしまう失敗トークも掲載しているため、とても分かりやすく学べます。

本書でできそうな気持ちになる

後半は解説付きのトーク集となっています。本書のスタンスが「まず真似してみよう」ですので、「自分でもできそう」という気持ちになります。

それは、営業実績が豊富な著者による語り口そのものが人 に伝わりやすいからと言えるでしょう。

その気にさせ、人から納得の上で「YES」を引き出すという技術が、業界問わず、営業職の人材にとって必要なコミュニケーションスキルなのはいうまでもありません。モチベーションアップや、初めて営業職に就かれた人材、伸び悩んでいる方などにおすすめの一冊です。

当事務所からのお知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所だよりはいかがでしたか? 来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

神田社会保険労務士事務所		
代表	特定社会保険労務士 神田 眞弓	
所在地	〒274-0816 千葉県船橋市芝山 1-31-7 A-105	
営業時間	平日 9:00-18:00	
電話	047-496-0600	
FAX	047-496-0601	
メール	info@kandasr.com	

代表よりあいさつ

7月に入りました。まだ梅雨の真っ最中で不安定な天気が続きますが、梅雨明けとともに、また暑い夏が訪れることでしょう。当事務所も6月7月の繁忙期の終着点も見えてきて、ほっと一息つきたいところですが、今年も何社かの顧問先様で、社会保険の総合調査の予定があります。この総合調査は概ね4年に1度行われるものですが、調査のポイントとしては、①給与額に対し、適正な保険料(等級)が設定されているかどうか②パートなど労働日数や労働時間の短い者で、その後、時間数が増えたにもかかわらず未加入のままである、などの状態がないかどうかが重点的に見られることになります。過去半年分のタイムカードや賃金台帳の提示が求められるのはそのためです。当事務所にも、新規のパート採用時、「本人から社会保険には加入したくないとの申し出があるがどうしたらよいか?」などの相談が寄せられることがありますが、本人の希望を聞いて、要望どおりにすることはできません。あくまでも、正社員の労働時間と比較して、概ね3/4以上の労働時間である場合は、本人の意思にかかわらず強制加入となります。どうしても加入を拒否する場合は、加入の要件である、3/4を下回る雇用契約に変更するしかありません。この機会に今一度、不適格な状態にないか確認しましょう。

秘密情報管理状況チェックシート

マイナンバー制度がはじまる前に自社の秘密情報管理の状況を把握しましょう。

手	T	W	7	頂	目
	_			77	_

No	チェック項目	YES	NO
1	社員の個人情報について、特定の社員しか見ることができない状況ですか		
2	顧客の個人情報について、持ち出しやコピーができない環境ですか		
3	従業員の身元確認について、履歴書以外の証書(運転免許証や住民票など)で行っていますか		
4	営業上のノウハウや特別情報などについて、特定の社員しか見ることができない環境ですか		
5	重要な情報がある部屋への入退室について、入退室記録や管理をしていますか		
6	迷惑メールを誤って開封などしないよう指導をおこなっていますか		
7	ノートパソコンを持ち出せないようワイヤーロックなどをしていますか		
8	個人情報などの重要書類はカギのかかるロッカーなどに保管していますか		
9	書類廃棄の際、重要な情報はシュレッダーなどで裁断していますか		
10	事務作業の際、裏紙を使用していますか		

FAX のご返送は 047-496-0601 まで

貴社名	ご担当者名	
ご住所	E-mail	
TEL	ご要望を	
FAX	お書きください	